

記入例

固定資産現所有者申告書

提出する日を記入

年 月 日

(宛先) 平塚市長

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、平塚市市税条例第25条の3の規定に基づき、
 ・申告者が相続人代表者になります。
 ・相続人代表者に納税通知書及び納付書を送付します。

申告者 (現所有者) 相続人代表者	氏名	平塚 一郎		所有者 (被相続人) との続柄	長男
	住所	平塚市浅間町			
	生年月日	昭和35年1月1日	電話番号	0463-23-1	

亡くなられた方との続柄

所有者 (被相続人など)	氏名	ふりがな ひらつか たろう	死亡年月日
	住所	平塚 太郎	令和2年12月1日
		住所	平塚市豊原町

現所有者 (代表者以外の相続人)	氏名	ふりがな ひらつか はなこ	被相続人との続柄	妻
	住所	平塚市豊原町		
	氏名	ふりがな よこはま うめこ	被相続人との続柄	長女
	住所	横浜市中区 町		
	住所	ふりがな	被相続人	との続柄

・代表者以外の相続人全員(法定相続人)を記入してください。
 ・相続放棄された方は記入せず、「相続放棄申述受理通知書」の写しを提出してください。
 ・代表者以外の方には、共有物件課税通知書を送付します。

備考欄	相続登記の予定(あり・なし)	年 月頃	相続登記の予定を記入してください。
-----	----------------	------	-------------------

記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。

市処理欄

課長	担当長	担当者	確認

【注意事項】

- 「現所有者」とは、所有者として登記または登録されている人が死亡している場合に、その土地または家屋を所有している人のことで、通常は相続人が該当します。
- 遺産分割が完了するまでは、その土地または家屋は法定相続人全員の共有となります。固定資産税・都市計画税(以下「固定資産税」という)は、相続人全員が連帯して納税義務を負います。
- 相続登記がされるまでの間は、この申告書に記載の現所有者に固定資産税が課税されます。申告者(相続人代表者)に納税通知書及び納付書が送付されます。
- この申告は、固定資産税の課税に係るもので、土地または家屋の相続登記、相続税の申告とは関係ありません。相続登記は登記所での手続きが必要です。
- 未登記家屋の所有者変更については、別途手続きが必要です。

【必要書類】

- 申告者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)
- 申告者の個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード等)
- 被相続人の出生から死亡までの登録されていた全ての戸籍(除籍)謄本の写し、または法定相続情報一覧図の写し(登記所が発行したもの)
- 相続の内容が確定している場合は次のいずれかの書類
 - 遺産分割協議書が作成されている場合
遺産分割協議書の写し、法定相続人全員の印鑑証明書の写し
 - 遺言がある場合
公正証書遺言書、または家庭裁判所の検認を受けた遺言書等
- 相続権を放棄している場合は次の書類
相続放棄申述受理通知書の写し、または相続放棄申述受理証明書の写し
相続放棄している方は、現所有者の欄に記入しないでください。

お問い合わせ

平塚市役所固定資産税課 土地担当 家屋担当

電話 0463(23)1111 内線 2284~2289

【裏面あり】